

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成27年4月30日)

T-CAS

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年4月30日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

山下 稔(やましたみのる)

香川 洋二(かがわ ようじ)

十川 信孝(そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

H27.4.30

通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		通知日
No.1	H15	H15.8.18	第14号	意見	資料の撮影に係る手数料について	P9	創造都市推進局	文化財課	H27.3.24

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.1

監査実施年度／対象部局	平成15年度／文化部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第14号	告 示 日	平成15年8月18日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年3月24日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	資料の撮影に係る手数料について		
内 容	歴史資料館が収蔵する資料の撮影を承諾した場合で、その撮影に当たり、収蔵庫からの資料の搬出など役務の提供を行ったときは、美術品等撮影許可手数料の徴収事例を踏まえ、手数料を徴収できるよう例規上の整備を検討されたい。		
公表文該当 ページ	9ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki15/818.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
結 果	<p>監査結果を受けた後に検討を続けていたが、結論には至らなかったことから、平成25年度から本格的に調査に入り、平成27年1月にかけて、局内で調査・検討した結果、下記の理由により、本市歴史資料館については、資料の撮影に係る手数料は徴収しないとの結論に至った。</p> <p>①本市美術館の収蔵資料は著作権（50年）の存在するものが主体であるが、当館の収蔵資料は著作権が消滅しているものがほとんどである。</p> <p>②資料利用目的においては、監査において比較対象となった本市美術館は、商業的利用申請が多いが、当館は調査及び研究的な利用申請が多い。</p> <p>③平成25年12月に行った中四国の歴史系博物館に、撮影許可手数料の徴収の有無を照会した結果、同手数料の徴収をしている施設は、34施設中7施設（20.1%）にとどまった。</p>